

市第1号議案

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例 の一部改正

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年5月29日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例 の一部を改正する条例

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年12月横浜市条例第48号）の一部を次のように改正する。

付則第2項から第5項までを次のように改める。

- 2 給与条例第20条第1項に規定する職員に対して平成21年6月に支給する期末手当に関する第2条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「100分の140（）」とあるのは「100分の125（）」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第2項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」と、」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、」と、「「100分の120」とあるのは「100分の65」」とあるのは「「100分の110」とあるのは「100分の60」」とする。
- 3 給与条例第20条第2項に規定する職員に対して平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第3条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100

分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

4 議員及び横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例第8条第1項に規定する市長等に対して平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の215」とあるのは、「100分の125」とあるのは「100分の195」とする。

5 前項の規定は、第5条において第4条第2項の規定を準用する場合について準用する。

付則第6項から第9項までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(市長及び副市長に対して平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 市長及び副市長に対して平成21年6月に支給する期末手当に関する平成21年度における市長及び副市長に対する期末手当の特例に関する条例（平成21年3月横浜市条例第15号）の規定の適用については、本則中「第4条」とあるのは「第4条及び付則第4項」と、「同条」とあるのは「同項の規定の適用があるとした場合における同条」とする。

提 案 理 由

本年5月に本市人事委員会から、本市職員の平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当について改定を行うよう勧告があったの

で、これを尊重し、かつ、国及び他の地方公共団体との均衡を考慮して、同月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を減ずるため、横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正したいので提案する。